

公印取扱規程

令和2(2020)年9月12日 理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医学物理学会において使用する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めるものとする。

(定義及び種類)

第2条 この規程における印章とは、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、印章の種類は以下のとおりとする。

- (1) 会長実印(会長の「代表理事の印」として印鑑登録済の印)
- (2) 会長丸印(銀行等金融機関届出の印)
- (3) 学会角印(主として会費、セミナーの請求等に使用する印)
- (4) 学術大会長角印(学術大会長名で発行する証明証、請求等に使用する印)

(印影)

第3条 印章は、以下のとおりとする。

会長実印	会長丸印	学会角印	学術大会長印

第4条 印章の作成、改刻及び廃止の必要を生じた場合は、会長の承認を要するものとする。

(管理)

第5条 会長は、必要に応じて第2条に規定する印章を管理する者(以下「印章管理責任者」という)を指名することができる。

- 2 印章管理責任者は、印章が不正に使用されることがないように、印章は常に堅固な容器に納め、執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては、これを施錠しておかなければならない。
- 3 印章管理責任者は、必要あると認めるときは、印章取扱者を指定することができる。
- 4 前項の印章取扱者を指定したときは、印章管理責任者は速やかに、会長にその旨を報

告しなければならない。

(事故報告)

第 6 条 第 2 条に規定する印章について、盗難、紛失等の事故があったときは、印章管理責任者は、直ちに、当該印章の種類、事故の内容、その他必要な事項を会長に報告しなければならない。当該印章について、偽造、不正使用等の事故があったときも同様とする。

(使用)

第 7 条 印章の押印を受けようとする者は、当該文書に係る決裁書を添えて印章管理者又は印章取扱者に提出し、その押印を請求するものとする。

- 2 印章を押印するときは、印章使用簿に必要な事項を記入し、その用途を明瞭にしておかなければならない。

(査閲)

第 8 条 第 2 条第 1 号に定める会長実印については、会長は年に 1 度、印章使用簿を査閲するものとする。

(補則)

第 9 条 この規程の改正は、理事会の決議により行われる。